令和８年１１月１３日

各　　位

中国運輸局 総務部長

中国運輸局の電話受付時間の変更について

平素から運輸行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では適切な昼休憩の確保や定時退庁の推進、受け付けた申請書等を適切に処理できる体制の整備が行政サービスの質の維持・向上を図る上で重要であることから、電話受付時間等に係る全国共通の基本方針を別添のとおり定めました。

これを受け、中国運輸局におきましても、下記のとおり電話受付時間の見直しを実施することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただくとともに、貴傘下団体・会員等に対し周知頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【実施時期】

・令和９年３月１日

【変更後の電話受付時間】

・午前　　８：３０～１１：４５
・午後　１３：００～１７：００

※土日、祝祭日、年末年始等の行政機関の休日にあたる日は、従来どおり休止いたします。

※事件・事故・災害等の緊急報告は、従来どおりです。

【適用範囲】

・中国運輸局本局及び管内全ての支局、事務所。

※自動車検査登録ヘルプデスクを除きます。

【その他】

・令和８年１２月１日に中国運輸局ＨＰにお知らせを掲出し、以降、各運輸支局等の窓口においてチラシ等により周知を行います。
・本省プレスへのリンク

【お問合せ先】
中国運輸局 総務部　米田
TEL　082-228-3434
E-mail yoneda-m592v@mlit.go.jp

事　務　連　絡
令和 8 年 3 月 31 日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

大臣官房地方運輸局業務改革推進室
総合政策局
鉄道局
物流・自動車局
海事局
港湾局
観光庁
（公印省略）

地方運輸局等の電話受付時間等の見直し方針について

1. 背景・目的

全国の地方運輸局等における、電話受付時間については、これまで各局等が独自に受付時間を定め、対応を行ってきたところである。

しかし、全国の地方運輸局等において、電話対応業務や受付済み申請の処理対応等により、職員が適切に昼休憩や定時での退勤を確保できない事例が見受けられた。

このため、国土交通省本省と全国の地方運輸局等との間で議論を重ねた結果、電話受付時間に関する方針を初めて示すこととした。

適切な昼休憩の確保や定時での退勤と、受付済みの申請等を適切に処理できる体制を整備することは、行政サービスの質を維持・向上させる上で不可欠である。

この観点から、全国共通の基本方針として、

①昼休み時間中の電話受付停止

②午前・午後の業務の区切りとなる時間帯（終業 15 分前）の電話受付停止

を実施することとした。

ついては、本方針の趣旨を踏まえ、各地方運輸局等において、自動応答システムの整備等も含め、適切な対応を進められたい。

2. 電話受付時間見直し方針

【変更内容】
以下のとおり、電話受付時間を見直すものとする。
1. 午前の電話受付終了時刻を 11 時 45 分とする
2. 昼休み時間中の電話受付を停止する
3. 午後の電話受付終了時刻を業務終了時刻 15 分前とする

【変更後の電話受付時間】
（例：業務時間 8:30～17:15 の官署）
・8：30～11：45、13：00～17：00

【適用範囲】
・自動車検査登録ヘルプデスク以外の全ての回線（ヘルプデスクについては、別途の受付体制のため、本方針の対象外）
・業務の性質上、特定の時間帯における電話応対を停止できない業務が一部に存在することから、これらについては別回線を確保する等適切な対応を各地方運輸局等において講ずることとする。

【実施時期等】
・準備が整った各地方運輸局等から、順次実施する。
・実施にあたっては、各地方運輸局等管内において、一部の支局から段階的に実施する方法、または管内一斉に実施する方法のいずれでも差し支えない。
・周知開始時期は、各地方運輸局等における実施時期の概ね3ヶ月前を目安とするが、各局の状況に応じて設定して差し支えない。
・周知にあたっては、必要に応じ別添の案内を使用する。ただし、各地方運輸局等の実情により内容に変更を加えることは差し支えない。